二 金融商品取引業等に関する内閣府令 (平成十九年内閣府令第五十二号)

るもののように改める。 正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、当該対象規定を改正後欄に掲げ 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改

経過するまでの間、書面又は電磁的記録により当該金融商品取引の間、書面によ	合の区分に応じ、当該イ又はロに定める日)から起算して十日を 応じ、それぞれ	べき事項が提供された場合にあっては、次のイ又はロに掲げる場 べき事項が提供	領に代えて、電磁的方法により当該契約締結時交付書面に記載す 領に代えて、電	付書面」という。)を受領した日(当該契約締結時交付書面の受 付書面」という。	る法第三十七条の四第一項に規定する書面(以下「契約締結時交」 る法第三十七条	は第九十八条第一項第一号若しくは第二号に掲げるときに作成す は第九十八条第	場合にあっては、顧客は、金融商品取引契約が成立したとき、又 場合にあっては	五 当該金融商品取引契約に法第三十七条の六の規定が適用される 五 当該金融商品	一一 一 [一 一 [一 一	八十二条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。	三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第	のに限る。)を行うことを内容とする契約である場合における法第一	又は法第二条第八項第十三号に掲げる行為(投資顧問契約に係るも	第九十五条 その締結しようとする金融商品取引契約が投資顧問契約 第九十五条 [同上]	投資顧問契約等に係る契約締結前交付書面の記載事項) (投資顧問契約等	改 正 後
書面により当該金融商品取引契約の解除を行うことができ	それぞれ次に定める日)から起算して十日を経過するまで	き事項が提供された場合にあっては、次に掲げる場合の区分に	領に代えて、電磁的方法により当該契約締結時交付書面に記載す)を受領した日(当該契約締結時交付書面の受	る法第三十七条の四第一項に規定する書面(以下「契約締結時交	項第一号若しくは第二号に掲げるときに作成す	顧客は、金融商品取引契約が成立したとき、又	取引契約に法第三十七条の六の規定が適用される							投資顧問契約等に係る契約締結前交付書面の記載事項)	改正前

2 第百十五条 とする。 2 • 3 額は、 六 七~九 (業務に関する帳簿書類 (解除までの期間に相当する対価の額 う。)までに投資顧問契約に基づき助言を行わなかった場合 める時に、 契約の解除を行うことができる旨 資顧問契約の締結のために通常要する費用の額に相当する金額 解除がその効力を生ずる時 の規定による当該金融商品取引契約の解除は 略 法第三十七条の六第一項の規定による当該金融商品取引契約の 時 次のイ又はロに掲げるものにより行う法第三十七条の六第 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額 書面 記録媒体に記録された電磁的記 略 法第三十七条の六第三項に規定する内閣府令で定める金 略 略」 当該書面を発した時 その効力を生ずる旨 (以下この項において「解除時」とい 録 当該記録媒体を発送した 当該イ又は口に定 投 項 2 第百十五条 2 3 同上 六 (業務に関する帳簿書類 [二・三 同上] [七~九 同上] (解除までの期間に相当する対価の額) る旨 [同上] 当する金額 った場合 投資顧問契約の締結のために通常要する費用の額に相 解除時」という。)までに投資顧問契約に基づき助言を行わなか その効力を生じる旨 解除は、金融商品取引契約の解除を行う旨の書面を発した時に、 イ・ロ 法第三十七条の六第一項の規定による当該金融商品取引契約の 法第三十七条の六第二項に規定する時(以下この項において「 同上 同上

備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	[2・3 略]	[十七・十八 略]	二 [略]	書面又は電磁的記録による通知に係る記録	除があった場合には、当該金融商品取引契約の解除を行う旨の	ハ 法第三十七条の六第一項の規定による金融商品取引契約の解	[イ・ロ 略]	十六 投資助言・代理業を行う者であるときは、次に掲げるもの	[一〜十五の二 略]	が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。	一種金融商品取引業を行う者に限る。以下この款において同じ。)	第百五十七条 法第四十六条の二の規定により金融商品取引業者(第一
S除く全体に付した傍線は注記である。	[2・3 同上]	[十七・十八 同上]	ニ [同上]	書面	除があった場合には、当該金融商品取引契約の解除を行う旨の	ハ 法第三十七条の六第一項の規定による金融商品取引契約の解	[イ・ロ 同上]	十六 [同上]	[一〜十五の二 同上]			第百五十七条 [同上]